

浜 情 委 第 5 号
平成29年4月28日

浜松市長 鈴木康友 様
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年10月19日付け浜土道企第188号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇新聞朝刊社会面に掲載された浜松市と〇〇外との間で締結された「協定書」及び協定書の締結に必要となる「決裁書類」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第87号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年9月1日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇新聞朝刊社会面に掲載された浜松市と〇〇外との間で締結された「協定書」及び協定書の締結に必要となる「決裁書類」。なお、個人情報保護のため個人名については黒塗可とする。」の公文書公開請求をした。
- (2) 平成28年9月13日、実施機関は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用して公開請求を拒否することとし、公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年10月10日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成28年10月19日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

公文書非公開決定通知書について審査請求する。

(2) 審査請求の理由

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号公文書非公開決定通知書では、協定書の存在の存否が特定の個人を識別することができ、正当な利益を害するおそれがあると認められるため、公開請求した公文書の存否の可否を回答できないとしている。

しかし、私が行った公文書公開請求では、個人情報保護の観点から、個人名は黒塗りでも構わないとしている。浜松市の情報公開制度の基本原則「市の保有している公文書は公開することを原則とし、非公開とするのは、合理的理由がある必要最低限の場合に限るものとします。」により個人名等を黒塗りすることで容易に解決するはずである。

また、浜松市は協定書だけでなく協議書や覚書、売買契約書等年間を通じて数多くの公文書を個人、団体を問わず締結していないのか。このような公文書の公開請求時には、最低限の個人情報を黒塗り処理して公開しているはずである。

浜松市長は、審査請求人の要求に可及的速やかに行うことを要求する。

(3) 反論書での主張

- 一 個人情報保護のため個人名については黒塗り可とするとしている。

- 二 浜松市が〇〇新聞社の取材に応じ、浜松市としての公式見解として「協定書」の存在を認めていることも当該記事の内容から明らかである。
- 三 「協定書」の存在を明らかにする意志がないのに記事として掲載された場合には、速やかに〇〇新聞社に抗議し、記事の訂正を要求するべきである。
- 四 浜松市は〇〇新聞社の記事により「協定書」が締結されたことは認めていて、弁明書では、個人情報の保護を盾にその存在を明らかにしていない。
- 五 弁明書の宛先が無い市長印を押印した公文書を文書規程等で認めているのか回答していただきたい。

(4) 再反論書での主張

- 一 反論書の(三)で〇〇新聞社に対する抗議等の対応について、質問をしたが、浜松市は、新聞記事としてガセネタであっても抗議等を行わないという回答であると判断してよろしいか。
- 二 浜松市長は、当該〇〇新聞記事を全否定するということか。この新聞記事の道路課は、現在の道路企画課であり、今回の公文書公開請求の処分庁で、また審査庁である。前任の道路課長の〇〇新聞社の取材に対する回答内容を無視するという行為は、市民のための情報公開制度に関わるものとして愚行であると言わざるを得ない。
- 三 浜松市長は、弁明書、再弁明書の中で、一貫して協定書の存在を否認しているが、平成〇〇年〇〇月〇〇日の定例記者会見の場で協定書を交わしていたと発言をしている。市政記者という限られた人数の中では事実を公開し、一市民の公文書公開請求に対しては非公開を貫き都合の悪い文書は隠し続けるということである。
- 四 同一事案を処理するにあたり、処分と審査を決裁権を持つ同一課長の指揮監督下で行っていることが当たり前であると考えている市長と職員に市民主権とは何かを改めて問いたい。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

本件公開請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、特定の個人と浜松市とが「協定書」を締結したこと、またはしなかったことが判明することから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(条例第7条第2号)に当たる。

また、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇新聞朝刊社会面の「用地買収の概要」や「市が所有者に不適切な便宜を図った格好」などの記載から、「協定書」の存否は、法人等または事業を営む個人の財産の取得やその経緯等に関わる情報であり、その存否を応答することは、法人等または営業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある(同条3号ア)と認められる。

したがって、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号、第3号アの規定により非公開とすべき情報を公開することとなるため、本件公開請求は、条例第10条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当する。

(2) 再弁明書での主張

「宛先の無い市長印を押印した公文書を文書規程等で認めているのか」については、審査庁と処分庁が違う場合は、処分庁から審査庁へ弁明書の宛先が必要だが、審査庁と処分庁が同じ市長の場合は、弁明書を自ら作成するだけなので、宛先は不要と考える。

5 委員会の判断

本件公文書公開請求書によれば、請求対象文書は、特定日付の新聞に掲載された浜松市と〇〇（特定個人の氏名）外との間で締結された「協定書」及び協定書の締結に必要な「決裁書類」である。

審査請求人は、公開請求をするに当たり、「個人情報保護のため個人名については黒塗可とする。」旨を付記している。また、審査請求書において、公文書を非公開とするのは、合理的理由がある必要最低限の場合に限られ、請求対象文書については個人名等を黒塗りすることで容易に解決するはずである旨を主張する。

これに対し、実施機関は、請求対象文書は、その存否を答えるだけで、特定個人と浜松市とが「協定書」を締結した、またはしなかったという個人に関する情報が判明してしまう旨を主張している。

請求において個人名がなければ公開可能であったとしても、特定個人名を明示して請求をした場合、仮に請求対象文書が存在したときは、個人名を黒塗りして公開したとしても、特定個人と浜松市とが「協定書」を締結した事実が公にされることとなり、反対に、仮に請求対象文書が存在しなかったときは、文書不存在を理由として公開しない旨の決定をすると、特定個人と浜松市とが「協定書」を締結しなかった事実が公にされることとなる。

特定個人と浜松市とが「協定書」を締結した、またはしなかったという事実は、そのこと自体が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報、すなわち非公開情報であると認められる。

次に、当該特定日付の新聞記事には「市が所有者に不適切な便宜を図った格好」などの記載があることを踏まえれば、請求対象文書の存否そのものが、当該特定法人等の社会的信用に関する情報であり、その存否を明らかにするだけで、当該特定法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに規定する法人等情報と認められる。

以上のことから、請求対象文書は、その存否を答えるだけで、非公開情報である条例

第7条第2号に規定する個人に関する情報及び第7条第3号アに規定する法人等情報を公開することとなると認められるため、実施機関が条例第10条の規定を適用し、その存否を明らかにしないで請求を拒否するとして非公開とした処分は妥当である。

よって、「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月19日	諮問を受けた。
11月9日	審査庁から弁明書を受理した。
12月6日	審査庁から反論書を受理した。
12月27日	審査庁から再弁明書を受理した。
平成29年1月23日	審査庁から再反論書を受理した。
2月24日	諮問の審査を行った。
3月21日	答申案の検討を行った。
4月17日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順